

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 米谷 匡史



学位申請者 許 文英

論 文 名 近世中後期における大名権力の研究

【審査の経過と結論】

許文英氏から博士学位請求論文「近世中後期における大名権力の研究」が提出されたことを受け、2018年12月5日開催の総合国際学研究所教授会にて審査委員会が選任され、審査が開始された。

審査委員会は、許文英氏の主任指導教員として研究指導してきた吉田ゆり子（本学総合国際学研究所・教授）、副指導教員として研究指導してきた米谷匡史（主査、本学総合国際学研究所・教授）、同じく副指導教員として研究指導された金井光太郎（本学名誉教授）、中国史を専門とする倉田明子（本学総合国際学研究所・准教授）、そして日本近世史研究の専門の立場から高埜利彦先生（学習院大学名誉教授）、以上5人の委員から構成されている。このうちの吉田、米谷、倉田の3委員は、論文提出に先立って、2018年11月9日に予備審査をおこなった。

審査委員会は、各委員がそれぞれの見地から論文を精査し、内容を詳細に検討した上で、2019年1月30日（15時30分から17時30分）に、本学本部管理棟2階中会議室において公開の最終試験（口述試問）を実施した。その結果、本論文が評価基準に照らして、博士学位を授与する水準に十分に達していると判断した。審査委員会は全員一致で、許文英氏に博士（学術）の学位を授与することが適切であるという結論に至った。

【論文の概要】

本論文は、従来の日本近世史研究では、寛永期以降の諸藩については、家老合議制（家老政治）の成立・定着に伴って藩主の政治離れが進み、藩主が専ら将軍家や他大名家との交際・規式事に携わり、藩政は家老に委ねられるようになったと理解されてきたのに対し、徳島藩第十代藩主蜂須賀重喜の執政期・隠居期、同第十一代藩主治昭の執政期を分析対象の中心とし、近世中後期における藩主の藩政主導権および藩主権力と家老・近習との勢力関係を解明するとともに、同時期における松平定信を老中首座とする幕府の大名統制策、藩政への介入を検討している。主として国文学研究資料館に所蔵される一次史料「阿波国

徳島蜂須賀家文書」(藩政史料、日記、書状類)を史料批判を行った上で用いて分析・解明した、きわめて高い水準の論考である。

まず序章「近世大名権力に関する研究史と本研究の構成」では、大名権力をめぐる研究史を整理し、以下の3点の課題を指摘した。第一に、近世前期においては藩主主導の藩政運営が家老合議制に移行し、いわゆる官僚制が成立するといわれるものの、近世中後期においては、藩政改革研究により家老合議制が否定される事態が指摘されるにも関わらず、藩主の役割や藩政への関与のあり方について十分には解明されていないこと。第二に、近世前期においては隠居大名による独自の権力体制の構築、藩政への影響力が指摘されるのに対して、中後期における隠居大名の検討が十分ではない。藩の権力構造を明らかにする上で、隠居大名の研究は不可欠であること。第三に、18世紀半ばから後期の田沼期・寛政改革期における幕府の大名統制策に関する研究は経済政策に分析が集中しており、政治面からの検討が少ないこと。このような問題関心のもとに、近世中後期の阿波徳島藩第十代・第十一代藩主の治世に焦点を当て、下記の七章にわたり論述を展開した。

第一章「宝暦期までの徳島藩の政治体制」では、徳島藩の概況を述べた上で、第十代藩主蜂須賀重喜が登場するまでの歴代藩主の治世のあり方、政治体制を述べている。その結果、二代藩主忠英の意志によって寛永十八年(1641)に仕置家老制が導入され、以降仕置家老を中心とした家老合議による藩政運営が確立した。蜂須賀家は、四代綱通まで順調に嫡系継承が続いていたが、五代綱矩から八代宗鎮に至るまでの歴代藩主はいずれも養子であり、養子の藩主はそれぞれの相続事情から、藩政に口出しすることを控え、次第に藩政から離れるようになった。その結果、家老は藩政の最高責任者となり、家老の威勢が藩主を凌ぎ、家老専制の政治体制が現出せしめられた、と述べた。

第二章「近世中期における藩主権力」では、宝暦四年(1754)に秋田藩佐竹家の分家から十代藩主に迎えられた重喜が、自身の政治手腕により、家老をはじめとする重臣たちを自分の支配下に収め、藩主主導の政治体制を作り上げる過程を明らかにした。すなわち、藩主となった当初の重喜は、家老の影に隠されていたため実権を有していなかったが、まず家老の装束・御用日や仕置家老の権限などを明確にし、家老の権勢を抑えた。ついで、これまでの家老合議に近習たちを加えることで、藩政の動向を随時把握し、家老層の独断を抑制して自身の意志を政策に反映させる新たな重臣合議体制を創出した。さらに、自分が選んだ家臣を重役に固め、自身の指揮下で改革政治を推進する政権を作り上げたとした。

第三章「近世中期における幕府の大名統制策」では、蜂須賀重喜が明和六(1769)年一〇月晦日に、幕府から隠居を命ぜられた事件を検討することを通して、幕府による大名統制策について考察を加えた。藩主親政をなし遂げた蜂須賀重喜の藩政につき、徳島藩家中で流れていた批判的な風聞が幕府の耳に入り、幕府による尋問がおこなわれた。家中に渦巻いた不満の要因は「役席役高」制に代表される藩の旧法の変更と、家臣と領民への搾取強化とみられるような藩益を第一とする経済政策にあった。しかし、幕府は蜂須賀家を処

罰せず、重喜の隠居、幼年の千松丸（治昭）への政権交代により「家」の存続をはかった。

第四章「藩主権力の衰退による藩政への影響」では、重喜の隠居による徳島藩の政治状況の変化を、門閥家老層の政治的動きと重喜の改革政策のその後に注目することから検討し、藩主権力の衰退が藩政に与えた影響を考察した。すなわち、重喜の隠居、幼年の藩主擁立により、再び門閥家老層による政治主導権が台頭したものの、重喜が国許で大谷屋敷を与えられて隠居生活を送ることになった結果、重喜が藩政への政治的影響力を有する「隠居体制」が創出される契機となったと述べる。

第五章「近世後期における隠居大名」では、重喜の「隠居体制」のあり方を検討している。この政治体制の特徴は三点あるという。第一は、隠居の政治領域が表方の支配に属さないだけでなく、表方に一方的に影響を与えている点、第二は、隠居付の役人が表方の支配に属さず、藩政が表政治と隠居政治に二分される状況が生まれていた点、第三は、重喜が家門を創出し、自身および家門となった子息たちの権威を高めるために積極的に公家との婚姻を利用した点である。本来政治には関わらない存在である隠居大名が権力を有することで、家臣団の分裂と藩主の権威の弱体化がもたらされる危険性を指摘した。

第六章「松平定信政権にみる大名統制策」では、天明八（1788）年五月に、老中松平定信が徳島藩役人を尋問した事件の経緯を明らかにし、定信政権の大名統制策を検討した。定信は天明七年七月、諸国に御庭番を派遣し、領民の生活を調査し大名政治に関する情報を収集した。その結果、天明八年前後に多くの大名や家老が呼び出され、定信から「心付」を受けるという一連の動向が明らかにされた。蜂須賀重喜への尋問も、一連の「心付」の一環であったという。こうした「心付」は、「大名」を「教諭」する定信特有の大名統制策と捉えることが適切であると指摘した。

第七章「近世後期における藩主権力」では、第十一代藩主治昭の直仕置を、仕置家老長谷川近江と老中松平定信との関係から検討し、近世後期における藩主権力のあり方を考察した。重喜の強制隠居によって藩政は再び家老中に委ねられたことから、窮迫した藩財政を憂えた十一代藩主治昭は藩政に関与しようと試みたが、仕置家老長谷川近江の権勢に阻まれた。この事態は、重喜の執政初期の状況と著しく似ているが、治昭は父重喜ほど策略に長けていないため、仕置家老長谷川近江から政治主導権を取り上げるには、老中松平定信の藩政介入を待たなければならなかった。とはいえ、定信の後押しで親政を実現した治昭は、万事自分への伺いを立てさせてから役人たちが評議して取り計らうという、新たな藩政運営の仕方を打ち出し、他方で長谷川近江を厳しく処罰することで、家老たちへの見せしめとした、と指摘した。

終章では、全体をまとめるとともに、徳島藩の事例は、近世前期から中後期に至るまでの藩の権力構造・藩政運営のあり方の一つのモデルとして、主君独裁→主君主導下の家老合議制→家老専制→主君直仕置下の重臣合議制という形で移行することを示す好事例であ

ることを指摘する一方で、重喜と治昭の親政下の政権運営は、藩主→重臣合議（家老・近習・元ヅ・目付）→各役人という、近世前期に見られた藩主親政の内容とかなり異なった運営体制をとっていたことを指摘した。今後は、さらに藩主親政の具体的な内容を明らかにしていく必要があることを課題としている。

【審査の概要および評価】

審査委員のうち、吉田ゆり子、米谷匡史、倉田明子の3人は、博士学位請求論文の提出に先立って、2018年11月9日に予備審査をおこなった。その後、各委員が論文を詳細に検討した上で、公開審査の前に2019年1月30日14時30分から、外部委員である高埜利彦氏、金井光太郎氏を交えて審査委員会を開催した。その上で、同日15時30分から17時30分に実施した公開の最終試験では、用意されたレジュメに従って許文英氏が本論文の概要を説明し、あわせて本論文が先行研究に対して持つ学術的意義および今後に残された課題を簡潔に要領よく説明した。その後、審査委員と許氏の間で質疑応答をおこなった。その概要は、以下の通りである。

1. 研究史との関係について

藩政をめぐる研究、幕藩関係をめぐる研究史は分厚く存在するものの、本稿で指摘された松平定信の大名への「心付」や定信の政治戦略などは、これまでの近世政治史研究を補う重要な事実であることが指摘され、今後の研究の方向性を示唆する重要な論点となりうるということが指摘された。また、重喜による公家との姻戚関係創出等、朝廷への接近により大名が格の上昇を指向する動向など、研究史的にみて本論での評価は妥当である評価された。また、笠谷和比古氏により「主君押し込めの構造」として知られてきた蜂須賀重喜の隠居に至る経緯の評価を批判した許文英氏の見解は妥当であるとの指摘がなされた。

他方、研究史整理において、明君論を検討する小関悠一郎氏の研究を位置づけていない点についての指摘があり、また老中からの尋問に際して蜂須賀家に派遣された旗本の位置づけについて、近年の荒木裕行氏の研究を参照すべき点が指摘された。

2. 藩運営における政治権力の評価について

まず、重喜の「隠居体制」について、次の質問が出された。第一に、許文英氏は隠居の藩政への影響力を評価し、「隠居体制」として意義づけようとするが、具体的に「隠居体制」はどのような政治的影響力を有していたか。またその規模、「体制」の具体像はどのようなものか、その具体的な事実の検証は十分にはなされていないのではないかという指摘がなされた。第二に、表と隠居による二重政治体制と説明しているものの、そうした体制は朝廷での院政、幕府での大御所政治等、歴史的には複数の事実が知られているが、蜂須賀家の「隠居体制」が権力としてどのような正統性を担保していたのか。

次に、藩主親政と家老合議制という政治運営に関して、次の意見が出された。第一に、政治制度発達の歴史を世界史的に考えた時、「公平」を獲得するためには権威をもった主体が既得権を打ち破ってゆく必要がある。重喜の強権的な政治体制の確立、親政の実現は、流動的な社会、風紀の乱れという現実に対して必要な政治体制であったと評価できないか。第二に、藩主親政と家老合議制という政権のあり方は、日本のみならず中国の歴史を考える上でも有効な尺度となり得る。

さらに、今回分析対象とした蜂須賀重喜の政治権力としての評価について、整理してとらえる必要があるとの指摘がなされた。他家から「養子」として入り政権を担ったという立場に対する評価とともに、個人的な資質や能力、権力欲と評価するのか、近世中後期という時代、あるいは幕府との関係に規定された政治権力と評価するのか、許文英氏の論考での評価は定まっていない嫌いがある。

以上のような質問に対して、許文英氏の応答は的確であり、自らの論考で明らかにし得た点と今後に残された問題の所在を明確に理解したものであった。また、公開審査の過程で提示された多様かつ近世における政治権力のとらえ方にも関わる大きな論点に及ぶ複数の指摘は、許文英氏の論考が明らかにした事実や見解が、今後さらなる近世史研究の書き換えを示唆する大きな発展性を秘めた論点を提示する研究であったことを示していると評価される。

このような審査をふまえて、審査委員会は、許文英氏の博士学位請求論文「近世中後期における大名権力の研究」は、一次史料にもとづいてオリジナリティが高い分析・解明をおこなっていること、内容的にも近世政治史研究を進展させる高い水準を有する学術論文であることを確認し、全員一致で、許文英氏に博士（学術）の学位を授与することが適切であると判断した。